

新潟県選挙管理委員会規程第20号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
南魚沼市	(略) 新潟県地域医療推進 機構 魚沼基幹病院 <u>南魚沼市民病院</u>	(略) 南魚沼市浦佐413 2番地 <u>南魚沼市六日町2 643番地1</u>	南魚沼市	(略) 新潟県地域医療推進 機構 魚沼基幹病院	(略) 南魚沼市浦佐413 2番地
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西蒲区	(略) 特別養護老人ホーム ゆきわりの里 <u>住宅型有料老人ホー ム ころはす西蒲</u>	(略) 新潟市西蒲区橋 本1003-1 <u>新潟市西蒲区善 光寺900番地</u>	新潟市西蒲区	(略) 特別養護老人ホーム ゆきわりの里	(略) 新潟市西蒲区橋 本1003-1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。